

日程第 13. 議案第 75 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 7 号)

○議長 宮城清政君 日程第 13. 議案第 75 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算(第 7 号) を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 75 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 7 号) 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長、担当職員の出席を求め 12 月 9 日に総務部総務課・企画財政課・住民環境課・税務課、民生部こども課・保健福祉課・国保年金課、10 日に教育部生涯学習文化課・教育総務課・学校教育課、経済建設部まちづくり振興課・産業振興課・都市整備課より説明を受け、質疑を行い審査を行いました。11 日にまとめと採決を行いました。その審査のなかで主な事項について報告いたします。

教育総務課について予算書 15 ページ 19 款 5 項 3 目. 学校給食収入 1 節. 現年分 235 万 1,000 円の増額理由について説明がありました。委員からの質疑に対する執行部の回答のなかで、一般会計から学校給食賄費へ 938 万 2,000 円が充当されていることが分かった。委員からは学校給食の財源に一般会計から約 1,000 万円が繰り出されていることを保護者に周知するとともに、保護者には学校給食費の納付義務があることも十分に分からせるよう教育委員会は取組をされたいと意見がありました。2 点目、こども課について予算書 21 ページ 3 款 2 項 2 目. 保育所運営事業、12 節. 運営費及び 3 歳以上児主食費 1 億 4,136 万 9,000 円の増額理由について説明がありました。当初見込みと 11 月時点と比較して入所人員が 1,439 人から 1,495 人へ 56 人増えたこと、また弾力化も 1.13 パーセントから 1.18 パーセントへ上がっていることが分かりました。一方、待機児童数も 125 人から 235 人へと大幅増となっているが、その理由として子ども・子育て支援法新制度で保育の認定基準に変更があったこと等と説明がありました。同じく 19 節. 事業所内保育運営費 769 万 7,000 円の増額理由について説明がありました。町内にある事業所内保育施設の入所人員が 7 人から 10 人へ 3 人増えたこと、また町外の地域型保育園に入所する児童数が 12 人増加したことが分かりました。3 点目、都市整備課について予算書 26 ページ、8 款 4 項 3 目. 街路整備事業費、23 節. 償還金・利子及び割引料 1,221 万 6,000 円は、宮平学校線街路事業、建物等の移転費補償に伴う補助金返還金として計上したものであり、次に予算書 33 ページ、12 款 1 項 1 目. 負担金、23 節. 償還金・利子及び割引料 280 万円は、補助事業対象外経費分の起債を繰り上げ償還することによる計上と説明がありました。執行部は、議案説明資料、宮平学校線街路事業の移転補償から審査までにおける時系列を用いて説明を行いました。委員会では、本町の移転補償に対する見解と会計検査院の移転補償に対する見解の相違に関する質疑が集中して行われました。執行部の経過説明を 3 点に要約します。1 点目

に、平成 21 年 10 月 30 日に締結した 1 回目の物件調査委託業務の結果より、本町が当初予定していた建物の一部、柱 1 本程度だけを切り取る補償では対象建物の老朽化等の構造的  
理由により建物を部分的に切り取ることができないことが分かった。そこで本町は、全体  
配置図にある A 地区の建物を全部撤去する方針へ変更した。2 点目に、平成 23 年 10 月 3  
日に締結した 2 回目の物件調査見直し委託業務において、本町は B 地区の建物等も A 地区  
と法人が行う事業と一体的に事業を営んでいることを根拠に移転補償の対象として加え  
ることと判断した。3 点目に、会計検査院は本町が B 地区の建物等も移転補償の対象とす  
ることを否定していないが、公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づく建物等の移転  
料の対象とならないと判断したことにより両者において移転補償する見解の相違が生じる  
こととなった。続いて、委員から、本町と被補償者の間で締結した移転補償費 7,369 万  
7,000 円と会計検査院が示した移転補償費 5,842 万 7,000 円について、A 地区分と B 地区分  
との内訳を問う質疑が行われました。執行部からは、A 地区分については本町と会計検査  
院の間で差異がなく、B 地区の移転補償費において差異が生じていること、本町が認めた  
移転補償費が 3,522 万 5,400 円であることに対し、会計検査院が認めた B 地区の移転補償  
費は 1,995 万 5,400 円であることから、この差額の 1,527 万円が会計実施検査によって保  
証事業対象外との指摘を受けた金額となり、その 80 パーセント補助率の額が補助金返還金  
となる 1,221 万 6,000 円になると説明がありました。また、当該街路整備事業は、起債を  
活用しており、補助事業対象外経費分の起債 280 万円を繰上償還することも確認しました。  
以上の経過をへて、11 日に一般会計補正予算に対するまとめを行いました。討論はありま  
せんでした。採決に入り、採決の結果挙手全員であり、全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませ  
んか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第  
75 号について討論を行います。討論はありますか。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 私は、今議題となっております議案第 75 号について、反対の立場か  
ら討論を申し上げます。今回提案されている議案第 75 号のほとんどの部分については当然  
の歳入歳出であると考えておりますけれども、今委員長報告の最後にございました宮平学  
校線街路事業移転補償費積算過大による補助金返還の部分、起債の償還繰上、この 2 つに  
ついては本会議上程時の質疑や委員会での質疑、そして一般質問でのやり取り、3 名の議  
員が取り上げましたけれどもこれらのやり取りを聞いてもなお、明確になっていないと判  
断をしています。このような状況で返還を行うことに関しては賛成できない立場で今回の  
補正予算の提案に反対を表明するものであります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 75 号平成 27 年度南風原町一般会計補正予算(第 7 号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。休憩します。